

## 陳情文書表

平29陳情第2号		平成29年2月9日受理
件名	年金の毎月支給を実現するよう国に意見書の提出を求める陳情	
陳情者	秦野市上今川町7-21 全日本年金者組合秦野支部 委員長 若井 吉太郎	
陳情の要旨		
<p>偶数月の15日、午前中の銀行窓口は、大変な混雑になっていることは御存じでしょうか。言うまでもなく、年金支給が2カ月に1回、偶数月の15日とされているため、この日は、1日も早く年金を受け取らなければ、暮らしていけないという切実な現実があります。</p> <p>高齢者にとって年金は命綱です。年金受給者の半数近くが、月額10万円未満で、2015年4月の老齢基礎年金は、満額でも1ヶ月当たり約6万5,000円です。また、老齢基礎年金のみで、月額平均5万円弱の受給者が800万人もいます。</p> <p>私たち年金者組合は、年金削減を停止し、物価上昇に見合った増額をすること、そして最低保障年金制度を創設して無年金者・低年金者の暮らしを守ることが急務であることを訴えております。</p> <p>高齢者が低額な年金で2カ月間、計画的に暮らすことは困難を伴います。せめて毎月支給であれば、暮らしのやりくりをつけることもできます。</p> <p>年金の隔月支給は、国際水準からいっても遅れています。国は支給手続きの煩雑さなどを理由としているようですが、支給する側の都合ではなく、受給する生活者の立場に立てば、毎月支給は当然のことです。それを避けているのは、国の怠慢と言えるのではないのでしょうか。</p> <p>高齢者は、年金の削減、医療費の負担増などによる経済的不安に加え、介護の不安を抱えながら暮らしています。高齢者の暮らしを守る立場から、年金の毎月支給を実現するよう、国へ意見書を提出していただきたく陳情いたします。</p> <p>陳情事項</p> <p>高齢者の暮らしを守る立場から、年金の毎月支給を実現するよう、国に意見書を提出すること。</p>		

